

生活を支えるための支援のご案内

令和2年12月16日更新

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● 子育て世帯への臨時特別給付金（子育て世帯向け）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

P.5

● 低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

※年末年始に向け、給付金の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施します。

P.6

● 緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

P.7

● 持続化給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

P.8

● 家賃支援給付金（中堅・中小法人、個人事業者向け）

令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。

P.9

● 日本政策金融公庫（日本公庫）及び沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.10

● 民間金融機関による実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

P.11

● 社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

P.12
~15

● 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で報酬が著しく下がった場合に、厚生年金保険料等の標準報酬月額を、特例により翌月から改定することができます。

P.16

● 生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

P.17

生活を支えるための支援のご案内

● 住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

P.18

● 生活保護制度

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

P.19

新型コロナウイルスへの感染等により仕事を休むとき

● 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.20

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

P.21

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.22

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

P.23

● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主に助成します。

P.24

● 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企業事業主を助成します。

P.25

生活を支えるための支援のご案内

仕事を探しながら無料で職業訓練を受けたいとき

● 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

P.26

● 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

P.27

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主（労働基準法上の年次有給休暇を除く）に助成します。

P.28

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援します。

P.29

● 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。個人で就業されている方も利用可能です。

P.30
～31

相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、
 各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

仕事について相談したいとき

- **ハローワーク**【TEL:最寄りのハローワークにおかけください】

仕事をお探しの方は、[お近くのハローワーク](#)にご相談ください。求人情報は、[ハローワークインターネットサービス](#)でも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。あわせて、来所した方で住居・生活に関する支援が必要な方には、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けます。



労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

- **特別労働相談窓口等**【TEL:最寄りの窓口におかけください】

各都道府県労働局に「[特別労働相談窓口](#)」を設置しております。新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに「[新卒者内定取消等特別相談窓口](#)」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。



心の健康について相談したいとき

- **精神保健福祉センター等**【TEL:最寄りのセンターにおかけください】

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。



- **働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」**

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メール・電話・SNSにより、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。



DVや子育ての悩みについて相談したいとき

- **DV相談ナビ**【TEL:^{はれれば}#8008】、**DV相談+（プラス）**【TEL:^{つなぐ はやく}0120-279-889】

配偶者等からの暴力(DV)の悩みについて相談できます。DV相談ナビは、最寄りの窓口につながります。DV相談+は、24時間の電話相談、SNS・メールでも対応しています。



- **児童相談所・児童相談所虐待対応ダイヤル**

【TEL:最寄りの児童相談所か、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」におかけください。】

子育ての悩み、虐待の相談等について、お電話にて相談を受け付けます。



生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

- **よりそいホットライン（電話等による相談）**【TEL:0120-279-338】

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

(ご相談の例)

・暮らしの悩みごと・悩みを聞いて欲しい方、DV・性暴力などの相談をしたい方、
 外国語による相談をしたい方 など



- **SNS等による相談**

LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じて、年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対して、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

■ 対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の受給者の方に支給します。

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

■ 支給額

対象児童1人につき、**1万円**

令和2年3月31日時点での居住市町村から支給されます。

※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

※令和2年4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

■ 申請手続

原則、申請は不要です。

対象の方には、令和2年3月31日時点での居住市町村からお知らせいたします。

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、本人が居住市町村に申請してください。



● お問合せ先

- ・ 令和2年3月31日時点（新高校1年生については令和2年2月29日時点）の居住市町村の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します。

※ 年末年始に向け、給付金の支給対象者に対して、再度、同様の基本給付の支給を実施します。

対象者

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給・申請

		①の対象者	②の対象者	③の対象者	
基本給付	再支給	支給額	1世帯5万円 ※ 第2子以降1人につき3万円加算		
		申請	不要	要	
		支給時期	令和2年8月頃	可能な限り速やかに	
	追加給付	支給額	収入が減少した場合5万円		-
		申請	要 ※自己申告 ※添付書類不要		
		支給時期	可能な限り速やかに		

ひとり親世帯

(1)給付金の申請手続き

市区町村の窓口へ直接か郵送でご提出ください。

市区町村

(2)指定口座へ振込み

提出された申請書から、支給要件に該当するかを判断した上で支給されます。

【お問合せについて】

- 一般的なお問い合わせはコールセンターまで
0120-400-903 (受付時間 平日9:00~18:00)



【お申込みについて】

- お住まいの市区町村の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口までお願いいたします。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ特例貸付を実施しています。（令和3年3月末まで申込受付）

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3か月以内)

据置期間 1年以内 ※自立相談支援機関による支援を受け
る場合に、3か月の延長が可能です。

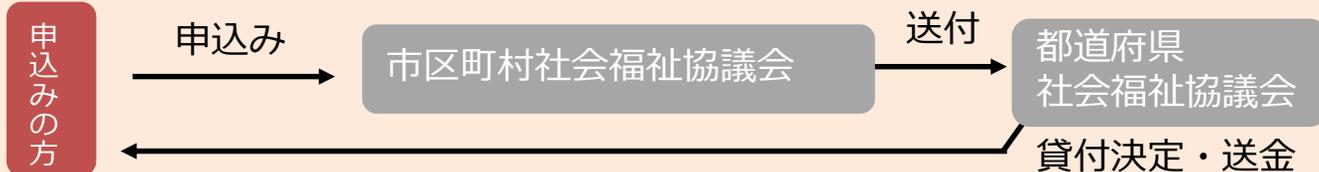
償還期限 10年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしています。

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3か月貸し付けることで対応。(原則最大80万円)

※3 総合支援資金については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって貸付を行います。

貸付手続きの流れ



i ● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-46-1999 ※ 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

● 生活支援特設ホームページ（特例貸付）は[こちら](#)

● お申込みは[お住まいの市区町村社会福祉協議会](#)にお電話ください。

※ 郵送でのお申込みもできます。

※ 多くの都道府県・指定都市社協のHPでは、“リンク集”や“市町村・区社協一覧(名簿)”として市区町村社協HPを掲載しております。右のQRコードよりご確認下さい。掲載されていない場合は、インターネット上の検索サイトを利用して検索をお願いします。



持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■ 給付対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で**50%以上**減少している事業者

※資本金10億円以上の大企業を除く、**中堅企業・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を対象とします。また、**医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象**となります。

■ 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円**
(ただし、**昨年1年間の売上からの減少分が上限**です。)

売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

i 持続化給付金事業コールセンター

受付時間：8時30分～19時00分（土曜祝日を除く日曜～金曜日）

◆8月31日までに申請された方
直通番号：0120-115-570

◆9月1日以降に新規申請される方
直通番号：0120-279-292

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP

◆8月31日までに申請された方

<https://www.jizokuka-kyufu.jp>

◆9月1日以降に新規申請される方

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。

経済産業省HP（持続化給付金）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、「家賃支援給付金」を支給します。

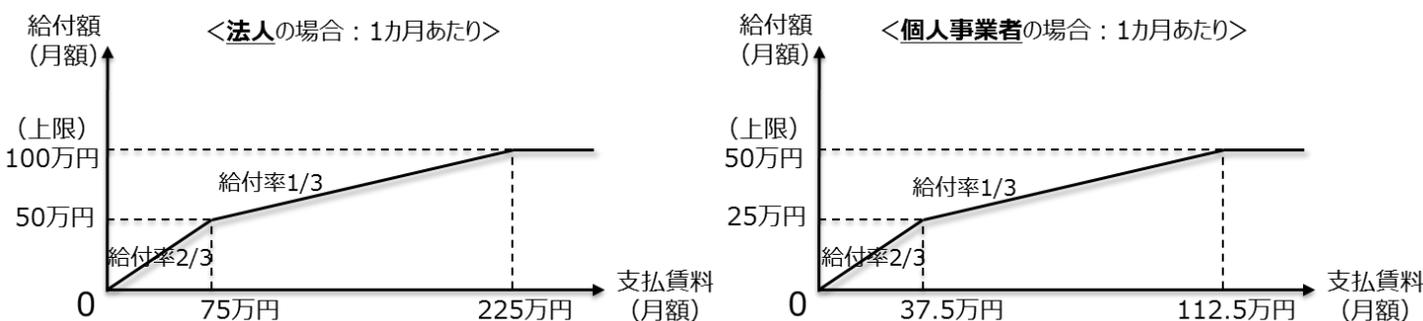
■ 給付対象者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、令和2年**5月～12月**において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか**1カ月**の売上高が前年同月比で**50%以上**減少
- ②連続する**3カ月**の売上高が前年同期比で**30%以上**減少

■ 給付額・給付率

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、**6カ月分**の給付額に相当する額を支給。



⇒ **法人**は**最大600万円**

⇒ **個人事業者**は**最大300万円**

i お問い合わせは「家賃支援給付金 コールセンター」まで
電話番号 : 0120-653-930
受付時間等 : 8:30～19:00(平日・日(土、祝を除く))

家賃支援給付金に関するお知らせは申請ポータルサイトにてご確認いただけます。

<https://yachin-shien.go.jp/>

日本政策金融公庫（日本公庫）及び 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）等による 新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、実質無利子・無担保で融資を行います。

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」と「特別利子補給制度」を併用することで実質的な無利子化を実現し、事業資金の資金繰り支援を行っています。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ▶ 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業績悪化（最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した等）となった事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施します。

※ 個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

資金の使いみち | 運転資金・設備資金

※いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる資金に限る **担保 | 無担保**

貸付期間 | 設備20年以内、運転15年以内 **うち据置期間 | 5年以内**

融資限度額（別枠） | 中小事業・商工中金 6 億円（拡充前3億円）

国民事業8,000万円（拡充前6,000万円）

金利 | 当初 3 年間 基準金利▲0.9%、4 年目以降基準金利

（利下げ限度額：中小事業・商工中金 2 億円（拡充前1億円）

国民事業4,000万円（拡充前3,000万円））

※金利は令和2年10月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律



● 平日のご相談

日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 商工中金相談窓口：0120-542-711
沖縄公庫事業資金相談ダイヤル：0120-981-827

● 土曜日のご相談

日本公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄公庫：0120-981-827 商工中金相談窓口：0120-542-711

● その他資金繰り等に関するご相談

中小企業金融相談窓口：0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

特別利子補給制度

- ▶ 日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等に対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

利子補給期間 | 借入後当初 3 年間

利子補給対象上限 | 中小事業・商工中金 2 億円、国民事業4,000万円



●（独）中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

0570-060515（平日・休日9:00～19:00）

民間金融機関における 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子※・無担保・据置最大5年の融資を拡大。あわせて、信用保証の保証料を半額又はゼロに。

※一部の都道府県等では、一度事業者に利子分をお支払いいただいた上で、事後的にお支払いいただいた利子分を事業者にお戻しすることで、金利負担が実質的に無利子となる仕組みとしています。

民間金融機関における実質無利子・無担保融資

【対象要件】

国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

※資金繰りが逼迫している場合には、まずは民間金融機関によるつなぎ融資を行い、このつなぎ融資を実質無利子融資に振り替えることが可能となる場合もございます。詳しくは各金融機関へご相談下さい。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

【融資上限額】 4,000万円 (拡充前3,000万円)

※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

【補助期間】 保証料は全融資期間、利子補助は当初3年間

【融資期間】 10年以内 【うち据置期間】 最大5年

【担保】 無担保

【保証人】 代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば不要 (代表者以外の連帯保証人は原則不要)

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

● 【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日9時00分～17時00分

※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

社会保険料等の猶予①

厚生年金保険料等の猶予制度の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、1年間、特例として厚生年金保険料及び労働保険料等の納付を猶予することが可能となります。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があり**、一時に納付を行うことが困難な事業主

【内 容】

1年間、厚生年金保険料等の納付を猶予。
担保の提供は不要。延滞金が免除。

※ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象。

猶予制度の特例を利用するには、年金事務所へ申請書の提出が必要です。詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

また、申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

※ 労働保険料に係るお問合せ先は、都道府県労働局となります。

猶予が認められると、「**納付の猶予（特例）許可通知書**」が送付されます。この「**納付の猶予（特例）許可通知書**」には「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 猶予期間中に管轄の年金事務所において「納入確認書」を取得した場合「**新型コロナ臨時特例法第3条による納付の猶予が適用**」された旨が記載されます。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、厚生年金保険料等を一時に納付することが困難な場合は、上記の納付猶予の特例のほか、分割納付の仕組み（「**換価の猶予**」及び「**納付の猶予**」）をご利用いただける場合がありますので、上記お問合せ先までご相談ください。



●お問合せ先

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



厚生年金保険料納付猶予相談窓口（以下URL）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202004/20200422.html>

社会保険料等の猶予 ②

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。まずはお住まいの市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合にお問い合わせください。

● お問合せ先

- 国民健康保険料(税)について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合)
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について
⇒お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所

国民年金保険料免除の特例

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方について、国民年金保険料免除が可能となります。

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

【内容】 個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。

【申請方法】 申請書類を市区町村の国民年金担当窓口へ提出

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

【受付開始】 令和2年5月1日

● お問合せ先

・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

TEL : 0570 - 003 - 004 ※050から始まる電話でおかけになる場合は03 - 6630 - 2525

・市町村の国民年金担当課または年金事務所をご利用ください。

社会保険料等の猶予 ③

国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で国税局猶予相談センターにご相談ください。税務署に提出された申請書は所定の審査を早期に行います。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間納税が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

国税庁（以下URLもしくは右のQRコード）

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



地方税の徴収の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により地方税を一時に納付することが困難な場合には、地方団体に申請することにより、徴収の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、徴収の猶予の特例が認められることがあります。まずはお電話で納付先の地方団体にご相談ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入が前年に比べて概ね20%以上減少している

また、以下のような個別の事情がある場合も、ご相談の際、お申し付けください。

- 新型コロナウイルス感染症により財産に相当な損失が生じた
- ご本人又はご家族が病気にかかった

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間徴収が猶予されます。
- ◆猶予期間中の延滞金が軽減又は免除されます。
- ◆財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



● お問合せ先

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、納付先の都道府県・市区町村にお願いいたします。

■ 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請しています（※）。

（※）このほか、水道・下水道及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。

i ● お問合せ先

電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

N H K 受信料に関する相談窓口

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、令和2年4月から12月までの間に休業により報酬が著しく下がった方などについて、一定の条件に該当する場合は、事業主の届出により、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、**特例により翌月から改定可能**です。

【対象となる方①】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

1 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、報酬が著しく低下した月が生じた方
- (2) 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※ 固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※ 被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。（改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。）

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei.html>



【対象となる方②】（それぞれ(1)から(3)のすべてに該当する方が対象）

2 令和2年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例

上記1と同様の条件となります。

3 令和2年4月又は5月に休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより、令和2年4月又は5月に報酬が著しく低下し、5月又は6月に特例改定を受けた方
- (2) 令和2年8月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
- (3) 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している(上記1と同様です。)

詳細は、以下を検索、又は右のQRコードよりご確認ください。

年金機構 特例改定延長

検索

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tokureikaitei2.html>



【対象となる保険料】

休業により報酬が急減した月（3の場合は令和2年8月）の翌月以降の保険料が対象となります。

- ※ 上記1に該当する場合は、令和3年1月末までに届出があったものが対象となります。
- ※ 上記2及び3に該当する場合は、令和3年2末日までに届出があったものが対象となります。
- ※ いずれも、それまでの間は遡及して申請が可能ですが、給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

【申請手続について】

月額変更届（特例改定用）に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。

- ※ 管轄の年金事務所へ郵送してください。（窓口へのご提出も可能です。）
- ※ 届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- ※ 本特例措置は、対象となる方①と②のそれぞれで1回ずつ申請を行うことができます。
- ※ 健康保険組合に加入の場合は、健康保険料の標準報酬月額の特例改定の申請先は健康保険組合になります。



ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123（ナビダイヤル）

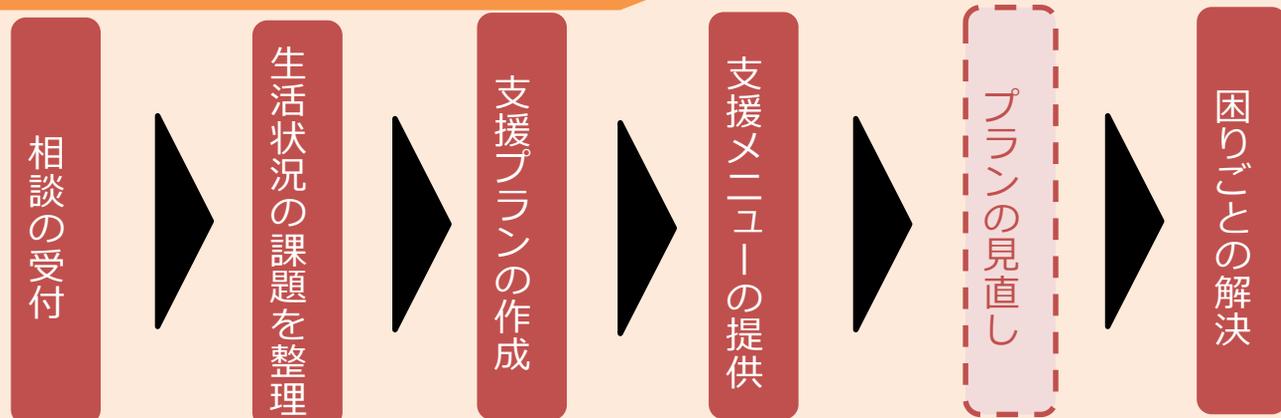
03-6837-2913（050から始まる電話でおかけになる場合）

・受付時間：月～金曜日：午前8時30分～午後7時 第2土曜日：午前9時30分～午後4時

生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。



- **ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。**

住居確保給付金（家賃）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

住居確保給付金

支給対象者

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者※

※令和2年4月20日から支給対象者を拡大

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで※））

※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方に限り最長12か月まで延長可能

支給額 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
（東京都特別区の上限額の例）単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、①と②の合計額を越えないこと
 - ① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ② 家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）
（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
（東京都特別区の目安）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
※再々延長（10～12か月目）を申請する方は、通常の入収入要件・資産要件に加え、上記①の3月分を越えないこと（但し50万円を超えない額）
- 求職活動等要件：ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
※支給対象者②については、再延長期間（～9か月目）までは求職の申し込みは求めない等

i

● 一般的なお問合せは相談コールセンター

0120-23-5572 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）

● 生活支援特設ホームページ（住居確保給付金）は[こちら](#)



● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関まで

全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。
また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。
(以下のような状態の方が対象となります。)
 - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
 - ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
 - ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
 - ・ 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。
- ※ 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。



● ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
- 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
- ② 4日以上仕事を休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。
※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

支給期間

支給を始めた日から最長1年6か月の間

※1年6か月の間で傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

$$\text{支給総額} = \left(\text{直近12月間の標準報酬月額の平均額の30分の1} \right) \times \text{3分の2} \times \text{支給日数}$$

- 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

(※) 国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

- **会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。**

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧ください。

■ **会社が休業手当を支払わなければならない場合とは**

- ▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
- ▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。以下の2つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

- ・ 自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
- ・ 労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

■ **休業手当の額**

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※ 賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

- i ● **個別の事案に関するご相談**については、

各都道府県労働局に設置している**特別労働相談窓口**



雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容を大幅に拡充し、手続きの簡素化を構じています。

対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

特例措置

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用
(令和3年2月28日までの延長を予定しています)

- ① **休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3**
解雇等を行わない場合 中小企業10/10、大企業3/4
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ② **教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円 を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○活用しやすさ

- ⑥ 申請書類を大幅に簡素化しています
添付書類等を削減し、**休業等計画届の提出は不要**としています
- ⑦ **助成額の算定方法等申請手続きを簡素化**しています
- ⑧ **オンライン申請**も受け付けています

- **支給要件の詳細**や**具体的な手続き**は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年4月1日から令和2年12月31日（※1）までの間に中小事業主が休業させた労働者のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※2）**

※1 令和3年2月28日まで延長を予定しています。

※2 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

■ 支給額

休業前賃金の**80%（日額上限11,000円）**

※ 休業実績に応じて支給

■ 申請期限

休業した期間	申請期限
令和2年4月～9月	令和2年12月31日（木）
令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- コールセンターで新型コロナウイルス感染症対応休業支援金に関するお問合せに対応します。
0120-221-276
(受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15)

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

■ 対象者（事業主）

①～③の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和2年5月7日から同年12月31日まで（1月末まで延長予定）の間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、

令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主

■ 支給額

対象労働者 1人当たり

有給休暇 計 5日以上20日未満：25万円

以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円）

※ 1事業所当たり人数上限：20人まで

■ 申請期間

令和2年6月15日から令和3年3月1日まで

※雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。

※事業所単位ごとの申請です。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● 具体的なご相談・お問合せは、最寄りの[都道府県労働局雇用環境・均等部室](#)にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始除く）



両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

適用日

令和2年4月1日～令和3年3月31日に取得した休暇

申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

*令和2年6月15日より受付開始

（注意）令和2年6月15日より前に支給要件を満たした場合は8月15日が申請期限となります。

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索

公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
- ③ 雇用保険の失業給付を受給していること
- ④ 労働の意思と能力があること
- ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと

訓練の内容

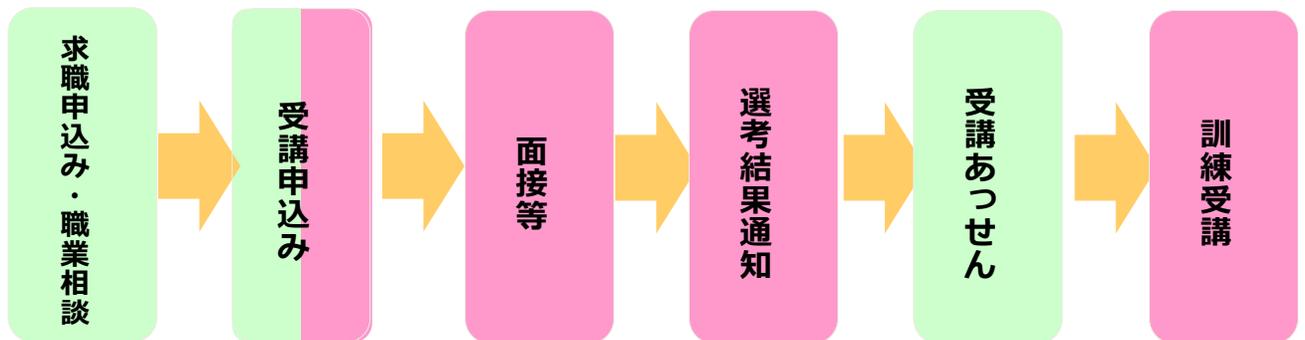
- ① 就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練です
- ② 訓練期間は概ね3ヶ月～2年です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国、都道府県、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）が訓練を実施します

受講の流れ・・・まずはハローワークにお越しください！

公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練を受講するには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う面接等の選考に合格し、ハローワークにおいて受講あっせんを受ける必要があります。

なお、受講あっせんは、ハローワークでの職業相談を通じて

- ① 訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められ、かつ、
- ② 訓練を受けるために必要な能力等を有するとハローワークが判断した方
に対して行います。



..... ハローワークでの手続き

..... 訓練実施施設での手続き



● 具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。

● 訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
 - ② 在職中（週の労働時間が20時間以上）ではないこと
 - ③ 雇用保険の失業給付を受給中ではないこと
 - ④ 労働の意思と能力があること
 - ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと
- ※ 給付金を受給するには、更に下に記載の「給付金の支給内容・要件」に記載の要件を満たす必要があります。

訓練の内容

- ① 早期就職のための訓練です
- ② 訓練期間は2～6ヶ月です
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国からの認定を受けた、民間教育訓練機関等が訓練を実施します
- ⑤ 2種類のコースがあります
 - ・「基礎コース」：社会人としての基礎的能力や、短時間で習得できる技能等を習得できます
 - ・「実践コース」：就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得できます

受講の流れ：P26をご参照ください（公共職業訓練と同様です）

給付金の支給内容・要件

【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当：月額10万円
 - ・ 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）
 - ・ 寄宿手当：月額10,700円
- ※「通所手当」「寄宿手当」の詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

【主な支給要件】（以下のすべてを満たす方が対象）

- ・ 本人収入が月8万円以下
- ・ 世帯全体の収入が月25万円以下
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下

i ●手当の詳細な要件や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
●お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。
●訓練の相談については、最寄りのハローワークにてご相談ください。



小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

※ 支給上限は1日あたり8,330円

（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）

適用日

令和2年2月27日～12月31日の間に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

※ 令和3年2月末まで延長予定です。詳細が決まり次第厚生労働省のホームページでお知らせします。

申請期間

- 令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分
⇒ 令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒ 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

新型コロナ 休暇支援



小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等（※）に通う子ども

※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

- 個人で仕事をする予定であった場合
- 業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

支給額

仕事ができなかった日について、1日あたり4,100円（定額）

※ 令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円（定額）

適用日

令和2年2月27日～12月31日

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

※ 令和3年2月末まで延長予定です。詳細が決まり次第厚生労働省のホームページでお知らせします。

申請期間

- 仕事ができなかった日が令和2年2月27日から同年9月30日までの期間分
⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで
- 仕事ができなかった日が令和2年10月1日から同年12月31日までの期間分
⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問い合わせについては、**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**

0120-60-3999

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置：企業で働く方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、企業で働く保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

■ 対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

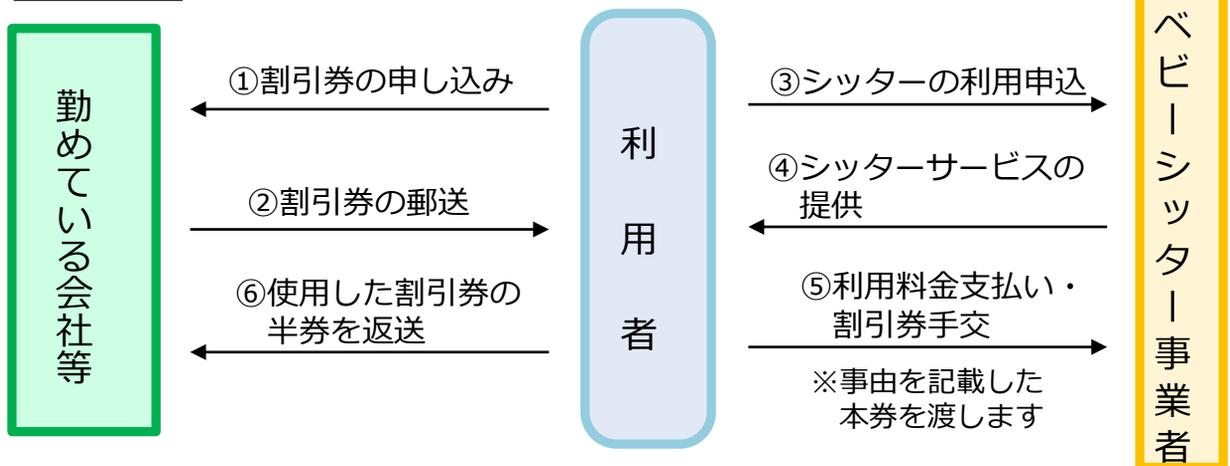
- ①民間企業等に勤めている
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

■ 特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>	⇒	<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人		5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭		120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭		上限なし

■ 申請手続



● 詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

(特例措置：個人で就業されている方向け)

新型コロナウイルス感染症によって、小学校等の臨時休業等になった場合に、個人で仕事をする保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助するものです。

対象者

下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

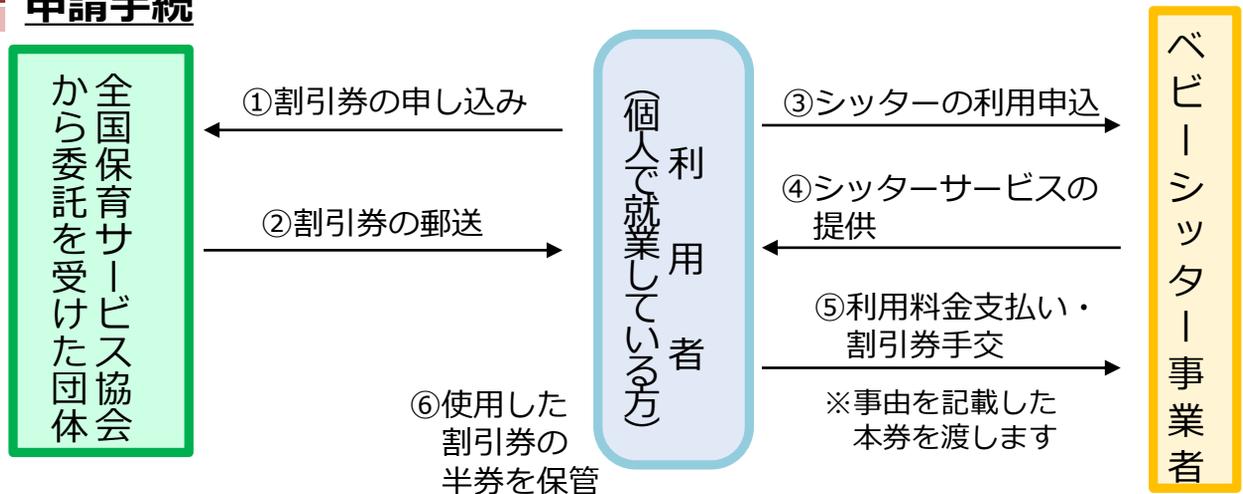
- ①個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

特例措置の内容

小学校や保育所等が臨時休校・休園となった場合に使える割引券(2,200円/枚)を支給します。

	<平常時>		<特例措置>
・ 1日の上限枚数	: 1枚/人	⇒	5枚/人
・ 1か月の上限枚数	: 24枚/家庭	⇒	120枚/家庭
・ 年間の上限枚数	: 280枚/家庭	⇒	上限なし

申請手続



●詳細は全国保育サービス協会ホームページをご覧ください。

<http://www.acsa.jp/>

